日本中央アジア学会 ハラスメント防止宣言

近年、人権意識が社会全体で高まりつつある中で、大学をはじめとする研究教育機関における諸ハラスメント(アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント等)の問題が、以前にも増して注目されています。教育・研究・調査その他の活動やそれに関連した人間関係の中で行われる、他者の属性・人格にかかわる差別的言動や嫌がらせ・暴力行為、相手の意に反する性的な言動、あるいは上下関係・力関係を濫用した言動によって他者に不快感や不利益を与え、安全や尊厳を脅かすあらゆる行為が、ハラスメントに該当し得ます。

研究や広義の教育活動は、しばしば複数の機関にまたがって行われており、所属の異なる研究者・学生等の間でハラスメントが起こることもあり得ます。そのようなケースにどちらかの所属機関が対応するのはかなり困難であるのが現状ですが、ハラスメントによる被害と、それが研究者・学生等の研究活動や社会生活・人生設計にもたらす影響は、当事者たちの所属が異なっていても、同一機関内の問題に劣らず深刻になることがあります。したがって、関連する研究者コミュニティ全体が、ハラスメントの防止に取り組む必要があります。特に中央アジア研究のように、比較的小規模な研究者コミュニティでは、ハラスメント問題に伴う人間関係の悪化が、自由な意見交換や研究の健全な発展を著しく阻害する危険があることを、真剣に受け止めなければなりません。

私たち日本中央アジア学会会員は、ハラスメントの防止と解決の重要性に鑑み、以下のことを宣言 します。

- 1. 私たちは、自らがハラスメントを行わないことを誓うとともに、本学会の内外において、全ての人の基本的人権と尊厳が守られ、各自が研究・教育などの活動に安心して従事できる公正かつ快適な環境を整備し、ハラスメントを防止することに努めます。万が一ハラスメントを引き起こした場合は厳しく反省し、被害者の研究活動や学会参加を阻害しないことを約束します。
- 2. ハラスメントと思われる事態が周囲で生じた場合、黙認せず、関係者間の協力により、被害を受けたと感じる人からの相談への対応、被害の拡大の防止など適切な措置を取るよう努めます。
- 3. あらゆるハラスメントを許さないという決意に基づき、所属機関においてハラスメントを理由に処分を受けた会員に対して、本学会の役員・委員等の役職を辞退するよう求めます。
- 4. 本学会の活動においてハラスメントが疑われる事態が生じた場合、任意団体としての本学会にできる範囲で、またプライバシーの侵害や二次被害ないし冤罪の発生を招かないよう細心の注意を払いながら、事実関係を調査します。そのうえで、ハラスメントを行ったと考えられる会員に厳正な対応をとり、再発防止措置などの適切な対策を講じます。

(2021年3月21日 日本中央アジア学会総会決議)